

40 議案を可決・同意

市議会3月定例会が2月20日に開会。令和元年度の一般・特別会計予算や30年度一般・特別会計補正予算など市長提案の40議案を審議。原案どおり可決・同意し、3月27日に閉会しました。主な内容は次のとおり（令和元年度予算は2～5頁に掲載）。



**補正予算**  
**《一般会計補正予算》**  
**◆第7号**  
 原子力災害発生時の要配慮者等の一時的な屋内退避施設として田井地区に放射線防護対策施設を整備するほか、北近畿タンゴ鉄道の災害復旧事業や鉄道施設の安全対策・車両更新などへの支援や各事業費の確定などに伴う所要経費の補正、繰越明許費を追加するもので1億8,836万円の増額。  
**◆第8号**  
 市道別所岸谷線、松尾杉山登尾線の法面改良や教育環境の充実と災害時の避難所機能強化を目的とした明倫小学校の校舎外壁改修をするもので1億3,319万円の増額。この結果、予算総額は、367億1,216万円となりました。

- 《特別会計補正予算》**  
**◆下水道事業会計(第3号)：国の補正予算に関連して西浄化センター監視制御設備の改築や高野川の雨水対策事業としてのポンプ場整備に係る設計費など1億5,555万円の増額。**  
**◆介護保険事業会計(第4号)：繰越明許費を設定するもので予算額には変更なし。**
- 条例**  
**◆舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正**  
 舞鶴市立幼稚園の廃止に伴い給与表の種類から教育職給与表を削除するなどの改正と国家公務員の給与水準との均衡を図るため一部の一般職の給与を減額。  
**◆舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正**  
 一部の一般職の給与の減額に準じて市長、副市長、教育長の給与の減額措置を実施。  
**◆職員勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正**  
 労働基準法の改正に合わせて、時間外勤務の上限を設定。  
**◆舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の一部改正**  
 効果的かつ効率的な組織運営を行うため公室及び部の分掌事務を改正。  
**◆舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正**  
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、文化財保護に関する事務を市長が管理・執行。  
**◆舞鶴市下水道事業減価基金条例の制定**  
 舞鶴市下水道事業にかかる企業債の元利償還に必要な財源を確保し、下水道事業の財政の健全な運営のために減価基金を設け。  
**◆舞鶴市国民健康保険条例の一部改正**  
 国民健康保険法施行令の改正に伴い基礎賦課額の限度額及び保険料軽減措置にかかると所得基準額を改正。  
**◆災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正**  
 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い災害援護資金の利率を改正。  
**◆舞鶴市国民健康保険事業基金条例の一部改正**  
 国民健康保険事業の健全な運営のため基金を処分できる場合を改正。  
**◆舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正**  
 関係省令の改正に伴い共生型地域密着型通所介護の基準を設定。  
**◆舞鶴市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正**  
 幼保連携型認定こども園の設置に伴い本条例が適用除外となる処分及び行政指導に同園等で教育または保育の目的を達成するための処分及び行政指導を追加。  
**◆舞鶴市行政手続条例の一部改正**  
 幼保連携型認定こども園の設置に伴い本条例が適用除外となる処分及び行政指導に同園等で教育または保育の目的を達成するための処分及び行政指導を追加。  
**◆舞鶴市公民館条例の一部改正**  
 公民館の効果的な管理を行うため部署を見直し。  
**◆舞鶴市行政手続条例の一部改正**  
 幼保連携型認定こども園の設置に伴い本条例が適用除外となる処分及び行政指導に同園等で教育または保育の目的を達成するための処分及び行政指導を追加。

一般会計補正予算の主な事業

事業名	補正額
原子力災害対策施設等緊急整備事業費	2億200万円
北近畿タンゴ鉄道災害復旧事業費補助金	604万円
北近畿タンゴ鉄道支援事業費補助金	4,237万円
府道小倉西舞鶴線等改良促進事業費	2,971万円
施設整備事業費【小学校費】	1億2,269万円



▲京都丹後鉄道(左) 府道小倉西舞鶴線(右)

- 人事**  
**◆副市長の選任**  
 堤茂氏(63歳、余部下)  
**◆教育委員会委員の任命**  
 荻野隆二氏(67歳、京月町)  
**その他**  
**◆基本構想及び基本構想を実現するための実行計画の策定**  
 第7次舞鶴市総合計画の基本構想と前期実行計画を策定。  
**◆工事請負契約**  
 次期最終処分場整備工事の請負契約を締結。  
**◆財産の無償貸付け**  
 旧岡田上小学の施設を無償で貸付け。

まいづる元気人 Vol.64

無理なく、楽しく、健やかに

介護施設などの利用者の疑問や相談を聞き、サービス事業者へ橋渡しすることで、問題の改善・解決に向けた手助けをする介護相談員。市内では13人の相談員が活動しています。今回は、舞鶴市介護相談員連絡会会長の鈴木貫一さんに相談員として心掛けていることややりがいを伺いました。



舞鶴市介護相談員連絡会会長 鈴木貫一さん

介護相談員の役割

介護相談員の仕事はグループごとに月に1回、4.5つの介護サービス事業所を訪問し、活動を行う。そこで利用者からサービスに関する要望・不満・相談を聞き、事業所ごとに活動記録をまとめて市に提出している。また、グループの活動記録を相談員同士で共有するため、介護相談員連絡会で月に1回意見交換を行う。そして、毎年5月には訪問先の事業所と介護相談員とで意見交換を行い、サービスの向上につなげるなど、大事な役割を担っている。

相談員になったきっかけ

鈴木さんが相談員としての活動を始めたのは、介護保険制度が発足した平成12年度からで、今年で19年目になる。介護保険制度ができる以前の在宅介護者の実態は大変厳しい状況であり、特に長寿社会での高齢者介護問題は最重要課題だと感じました。皆さんが無理なく、楽しく、健やかに「暮らすことができるようになってほしい」と思います。訪問活動の時は介護が必要な人や介護をしている人たちに寄り添って

今後の展望

同じ目線で関わり続けることで、自らの生涯学習にもなると考えています。活動を始めたくっかけや思いを教えてください。訪問する事業所は、デイサービスや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などさまざま。利用者も体の状態や要介護度の違いによって利用する施設も異なる。「私のモットーは無理なく、楽しく、健やかに」です。認知症や障害がある利用者の人たちにも、日常生活で気分よく過ごしてもらいたいと思って活動しています。話してくれました。

介護保険制度ができたことで介護サービスの提供は「契約」となり、利用者は自分で自分の生活を選ぶ主体となった。しかし、心身が衰え、生活上の支援が必要になると遠慮がちになり、苦情や不満、要望を主張する人はまだ少ないという。「少しでも多くの利用者の声を聞き取り、代弁できるように努めていきたいです」と介護相談員としての今後の展望を語る。「現在市内で活動する介護相談員の人数はまだ少ない状況で

す。人数が増えると事業所にももつとたくさん訪問できます。少しでも多くの人に相談員の活動に興味を持ってもらいたい。相談される側も「無理なく、楽しく、健やかに」活動してもらえれば、人数が増えれば「と今でも健やかに活動されている。」



▲利用者から要望を聴く



▲相談活動の様子



クサノオウ (ケシ科)

各地の日当たりの良い道端などに生える越年草(※)。茎は高さ30～60㎝、中空で白い毛が生える。葉は互生し、1・2回羽状に切れ込み、裏面には白い毛が生え、白っぽい。初夏、茎の先と葉腋から伸びた長い花柄の先に径2㎝程の十字形の黄色の4弁花を数個つける。名前の由来は葉や茎を切ると黄色の汁を出すことから「草の黄」や丹毒の薬として用いたことから「草(蘆)の王」など諸説あり。有毒植物。

※秋に発芽して冬を越し、翌春に開花、結実し、枯れる植物。二年草ともいう。

【協力】瓜生勝朗/市文化財保護委員(植物分野)